

「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン(改定案)」に対する意見募集の結果

1.実施期間

平成25年8月9日(金) ～ 同年9月9日(月)

2.意見提出者(40者)

○ 地上テレビ放送事業者 (34者)

(株)テレビ金沢、(株)サンテレビジョン、(株)新潟放送、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、静岡放送(株)、(株)チューリップテレビ、(株)高知放送、(株)山口放送、(株)福島中央テレビ、(株)テレビ岩手、讀賣テレビ(株)、朝日放送(株)、札幌テレビ放送(株)、(株)四国放送、山口朝日放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)、(株)静岡第一テレビ、(株)TBSテレビ、西日本放送(株)、テレビ信州(株)、秋田放送(株)、福井放送(株)、北日本放送(株)、(株)山梨放送、(株)テレビ新潟放送網、(株)フジテレビジョン、(株)中国放送、(株)中京テレビ放送、(株)宮城テレビ放送、(株)テレビ静岡、(株)テレビ朝日、(株)毎日放送、広島テレビ放送(株)

○ ケーブルテレビ事業者 (2者)

宮崎ケーブルテレビ(株)、(株)ひのき

○ 一般社団法人 (2者)

(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本ケーブルテレビ連盟

○ 個人 (2者)

(提出順)

3.提出された御意見及び御意見に対する考え方

別添のとおり。

「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン（改定案）」に対する意見募集
 （平成 25 年 8 月 9 日（金）～同年 9 月 9 日（月）意見募集）

[意見提出 40 件]

No	頁	該当箇所	提出された意見【提出者】	意見に対する考え方
1	11	Ⅲ2(2)ア(ア)	<p>11 頁から 12 頁（ア）地域間における人・物等の交流状況・通勤・通学等人の移動状況・両地域間の経済的取引状況・電波のスピルオーバーの状況等</p> <p>の項目について具体的な事例として、青森県におけるフジテレビジョン系 FNS/FNN の取扱いである。</p> <p>北海道文化放送によって、北海道側、青森市周辺、下北半島 秋田テレビによって、秋田側、日本海側の弘前市、つがる市周辺自治体等 岩手めんこいテレビによって、南部地区の八戸市、十和田市周辺自治体 へそれぞれ、スピルオーバーさせての放送でカバーする事を検討課題とすべき点や、直接光ファイバー回線で直接放送内容を送信し電波事情による減衰などが起こらない体制も検討すべきだ。</p> <p>なぜならば、放送局が存在しておらず昨今はインターネット技術によりリアルタイムでその番組を実況するなどして当該番組を後追いでみるという状況では社会的に不利益を被る。</p> <p>また、311東日本大震災の経験から、電波塔が機能しなくなるなどの事情もあることから、有線テレビ放送によって担保が出来るという側面もある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の制度の検討・運用に当たつての御意見として承ります。</p>

2	11	Ⅲ2(2)ア(ア)	20年程前、橋でつながった四国に不利。電波は海を越えやってくるのだから方言等文化的親和性も考慮すべき。	<p>本ガイドラインでは、基幹放送事業者は、再放送に係る同意をしないときは、以下の例示の事項のうち、(ア)地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ(イ)その他地域間の関連性を示す要素も併せて、地域間の関連性に係る「受信者の利益」に配慮して、当該再放送による「放送の地域性に係る意図」の侵害が「正当な理由」に当たることを説明するとしています。</p> <p>なお、Ⅲ2(2)イにおける「隣接」は、基本的には境界線で隣り合っていることを意味しますが、必ずしも陸続きの「隣接」のみを指すのではなく、例えば、川や湖、海峡等により「隣接」とみなせる場合も含まれるものです。</p>
	12	Ⅲ2(2)イ	県境が海である地域にはなじまない。せめて隣接放送区域は原則として認めるべき。	
3	4	Ⅱ2(1)③ウ 注記2	今回の「再放送ガイドライン(改定案)」の中で、著作権法に基づく使用料について述べられています。再放送に関する制度と地上テレビ放送事業者が有する著作権および著作隣接権との関係について、総務省としての見解を示すことを要望します。	<p>放送事業者の放送を受信して行う再放送については、放送法では放送事業者の同意が必要とされ、著作権法では著作権者及び著作隣接権者からの許諾が必要とされているものであり、再放送同意制度と著作権制度</p>
	12	Ⅳ	ガイドラインには、区域外再放送先の地上テレビ放送事業者(地元局)の経営	

【個人】

			<p>に与える影響等が考慮されていないほか、区域外再放送元の地上テレビ放送事業者(発局)が有する放送の地域性に係る意図が軽視されています。また、区域外再放送元の地上テレビ放送事業者(発局)と同じ区域にある他の地上テレビ放送事業者の経営に与える影響も考慮されていません。</p> <p>区域外再放送の場合、放送法および基幹放送普及計画に基づく地域免許制度のもとで行われている旨をあらためて確認するため、区域外再放送元の地上テレビ放送事業者(発局)は、区域外再放送先の地上テレビ放送事業者(地元局)、並びに区域外再放送元の地上テレビ放送事業者(発局)と同じ区域にある他の地上テレビ放送事業者の利益を害さない旨を記すことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ金沢】</p>	<p>は制度の趣旨を異にしているものです。</p> <p>また、地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
4	4	II 2(1)③ウ	<p>使用料についてですが、そもそも再放送にかかる対価の記述はガイドラインになじまないと思います。</p>	<p>今般の改定は、平成 25 年 7 月 23 日付裁定、一般社団法人日本ケー</p>

	4	II 2(1)③ウ 注記 2	<p>「当事者間で別途協議すべき」には賛同しますが、必ずしも著作権・著作隣接権の対価とは限りませんので、「使用料等」にするのが妥当であると思料します。</p> <p>日本ケーブルテレビ連盟と日本テレビジョン放送著作権協会の「基本合意」につきましても、加盟(加入)申請、料額設定の詳細などは今秋以降の手続きと伺っておりますし、未加盟事業者への対応はさらに遅れるものと思われまます。「使用料」=著作権・著作隣接権使用料とするのは、時期的にも合理性を欠くのではないのでしょうか。「使用料²」の注記を削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社サンテレビジョン】</p>	<p>ブルテレビ連盟と一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会の間で、ケーブルテレビ事業者による地上民放テレビ番組の再放送に対する著作権・著作隣接権使用料の支払いに関する基本合意が締結されたこと等の状況を踏まえ、当事者同士のより円滑な協議を促進する観点から記載するものですので、原案のままさせていただきます。</p>
5	4 12	II 2(1)③イ, III 2(3)イ	<p>区域外再放送は、再放送を行う業務区域と再放送する地上基幹放送の放送対象地域との隣接の有無、及び一般的な国民の視点から見て放送対象地域から明白に遠方にあると認められる地域など、対象地域の境界からの最大距離や地理的位置関係より判断されるべきもので、一般視聴者が違和感を持つような地域間の関連性の無い無制限・無秩序な区域外再放送は避けるべきである。また、このような地域間の関連性の無い無制限・無秩序な区域外再放送について、地域免許制度の趣旨から「正当な理由」の判断に関し地元基幹放送事業者の同意は必須事項とするべき。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社新潟放送】</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことの理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは</p>

				<p>要しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えることどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
6	1,2	I	<p>「当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべき」との記述が追加されたことに同意致しますが、当事者間の協議が尽くされないまま大臣裁定が受理され、審理が始まるケースもあり、実際の運用は裁定制度の趣旨に沿っていません。</p> <p>今後は、裁定制度の趣旨に沿った厳格な運用がされるよう、強く要望致します。</p> <p>また、区域外再放送の協議にあたっては、再放送先である地元の民放テレビ事業者の意向も尊重すべきです。</p>	<p>今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な</p>

				理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことの理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしているものです。 なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。
4	II 2(1)③ウ	著作権、及び著作隣接権に基づく使用料の請求は妥当であり、ケーブルテレビ事業者にも、その認識を浸透させるべきであることから、再放送ガイドラインにおいて放送法と著作権法が別の法制度であることが示されることに、賛同致します。		今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。
-	全体	ガイドラインの改定に留まらず、地上テレビ放送の再放送同意に係る大臣裁定制度のあり方について抜本的に協議をすること、及びその撤廃を強く要望致します。例外的な区域外再放送は、民間事業者同士の協議に委ねるべきです。		今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。

			<p>まず、大臣裁定制度は、地域免許制度やマスメディア集中排除原則などで地上テレビ放送事業者に対して地域性を求めていることと矛盾しています。地上テレビ放送が地域免許制度に則っている以上、ケーブルテレビによる再放送も同様であるべきです。</p> <p>大臣裁定制度によって、民放テレビ事業者が区域外再放送を強制させられ、放送の地域性が損なわれれば、他局への番組販売や系列局間のネットワークなどの大きな妨げとなります。区域外再放送先の地元民放テレビ事業者は、区域外再放送によって不利益を被ります。そのことにより、民放テレビ事業者の経営が弱体化すれば、緊急災害時の取材、制作等にも大きな支障が生じ、国民・視聴者にも不利益となりかねません。</p> <p>また、大臣裁定制度は、憲法第 21 条の「表現の自由」における「番組編集上の意図」、つまり、放送対象地域以外で表現しない自由も妨げています。</p> <p>27 年前の同制度導入当時、ケーブルテレビ事業者の規模は非常に小さく、地上テレビ放送事業者の放送対象地域を越える区域外再放送によって、地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提がありました。</p> <p>しかしながら、ケーブルテレビの普及が進み、加入世帯は、大臣裁定制度導入時の約 80 倍にあたる約 2,804 万に、世帯普及率は約 60 倍にあたる 51.8%にまで拡大しています。</p> <p>この現状を鑑みれば、今や、民放テレビ事業者とケーブルテレビ事業者の連携や協調を阻害するだけとなっている大臣裁定制度は、既に不要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【名古屋テレビ放送株式会社】</p>	
7	4	II 2(1)③ウ	地上テレビジョン放送の再放送に関しては、従来より放送法による規定と著作	今般の意見募集に係る賛成意見と

			<p>権法による考え方があり、両者の優先度や法律間の相互の関連性などが必ずしも明確でない部分がありました。</p> <p>今回の改定案は、その相互の法律の関連性に言及しているものです。すなわち、地上テレビジョンの再放送について、放送法の規定に関わらず著作権法上の使用料の徴収を可能とするものであり、この点について高く評価できます。</p> <p>本ガイドライン改定案の注釈にもあるように、現状、一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会と一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟との間で、ケーブルテレビ事業者による地上民放テレビ番組の再放送に対する著作権・著作隣接権使用料の支払いに関する基本合意が締結されています。今後日本テレビとしても、この合意を基にした著作権・著作隣接権使用料の円滑な徴収の推進、また同時にケーブルテレビ事業者との協調を図る所存です。</p>	<p>して承ります。</p>
6	Ⅱ3イ	<p>従来ガイドラインでは、再放送同意にあたっての協議不調の場合の具体的な条件について明確ではない部分がありました。</p> <p>その結果、地上テレビジョン放送事業者が十分な協議が出来ていない中、ケーブルテレビ事業者が一方的に大臣裁定制度を申請、適用となってしまったケースが見受けられました。</p> <p>今回このような形で具体的に「協議が調わなかったとき」についての記載が明確にされたことは、両者の協議の円滑化を促進し、地上テレビジョン放送の秩序ある再放送の実施及びケーブルテレビメディアの健全な発展に資するものであり、適切であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>	
9,10	Ⅲ1(2)	<p>放送法144条には「総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御</p>	

			<p>の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。」との記載があります。「正当な理由」がある場合の考え方とは、ガイドラインによれば、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の確保と、裁定制度による「受信者の利益」との利益衡量した結果によるとしています。</p> <p>そもそも地上テレビジョン放送事業は、各地域の地上テレビジョン放送事業者の集合体として成立しており、それぞれが別会社でありながら、広告営業、報道網の整備、番組制作における連携など、有機的かつ緊密に連携しています。</p> <p>しかし、本規定においてはこのような視点が欠落しています。</p> <p>当該発局と受け側である区域外再放送を行うケーブルテレビ事業者の2者の視点でのみ語られており、ケーブルテレビ事業者が存する地域における地元放送局の著作権や視聴率、経営への悪影響に対する配慮などが一切なされていません。地元局の経営基盤の確保が受信者保護と制度的関連性を有するのは明らかであり、今後速やかなガイドラインの見直しが必要と考えます。</p> <p>また、大臣裁定制度そのものについても、立法より27年を経過し、地上テレビジョン放送事業者とケーブルテレビ事業者との関係や事業規模、経済状況が激変しており、当時の立法趣旨は失われていると言わざるを得ません。大臣裁定制度そのものを撤廃する方向で、早期に抜本的な見直しを行うことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>意見として承ります。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
8	1,2 6	I, II 3 ア,イ	<p>日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟では「ガイドライン」策定を踏まえ、平成20年6月に「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」をまとめています。これによれば当事者間の協議による自主的な合</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承るとともに、今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p>

	4	II 2(1)③イ	<p>意の尊重が謳われています。大臣裁定に依ることなく自主解決を目指すことは地上テレビ放送事業者と有線テレビ放送事業者の共存に必須であると考えます。</p> <p>今回の改定により大臣裁定制度は「当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべき」ことを確認しています。一方的な協議打ち切りでは大臣裁定申請の要件を満たさないとしたことは、協議による当事者間合意を尊重したものであり、安易かつ一方的な大臣裁定申請の常態化を抑止することに資すると考えます。</p> <p>今回のガイドライン改定の契機となった「協議に応じず、又は協議が調わないときに該当しない事例」が再発しないよう、協議手続きの終了については公正に認定することを希望します。</p> <p>前項目で挙げた「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」で、地上テレビ放送事業者と有線テレビ放送事業者は「再送信先の放送事業者の同意は有線テレビジョン放送法上の必要条件ではないが、当該放送事業者の考え方を確認する」としています。このような合意は尊重されるべきであり、本項目の見直しを要望します。</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは</p>
--	---	-----------	---	---

	4	Ⅱ2(1)③ウ	<p>基幹放送事業者の持つ著作権・著作隣接権に対し一定の配慮を示した表現であると考えます。</p>	<p>要しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えることどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p> <p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	12	Ⅲ2(2)イ	<p>ガイドラインではCATV事業者の求める区域外再放送に対し基幹放送事業者が同意を拒む「正当な理由」の有無を、CATV事業者が再放送を営む市町村と基幹放送事業者の放送対象地域との隣接の有無に結び付けています。</p> <p>区域外にある基幹放送事業者の放送対象地域に隣接していない市町村で再放送事業を営んでいたCATV事業者であっても、当該市町村が広域合併することにより区域外にある基幹放送事業者の放送対象地域に新たな行政区が隣接した場合、そのCATV事業者の求める区域外再放送を拒む「正当な理由」を基幹放送事業者に認めないことは「隣接」の拡大解釈であり、著しく妥当性を欠くと考えます。</p>	<p>Ⅲ2(2)イにある「例示をすれば、少なくとも、基幹放送事業者の放送対象地域に隣接する市町村における再放送の場合については、一般に「正当な理由」に該当しないものと考えられる」の趣旨は、一般に最も狭い範囲として考えられる事例を示しているものですが、最終的には個別事案に関する総合判断となると考えていま</p>

	-	全体	<p>地上テレビ放送は放送法及び放送普及基本計画に基づく地域免許制度の下で行われていることから、CATVによる区域外再放送もこれに則ることが原則であると考えます。</p> <p>大臣裁定制度が導入された昭和61年当時はCATVの規模も非常に小さく、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は招かないという前提でした。しかしながら、加入が全世帯の半数を超えるという今日のCATVの隆盛に照らせば、最早大臣裁定制度の立法要件は失われていると考えます。</p> <p>一方で大臣裁定制度は憲法に保証された「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」を制約し、著作権法に基づく著作権・著作隣接権との整合性もとれません。</p> <p>大臣裁定制度の存立基盤となるメディア環境は大きく変容しています。ガイドラインの一部見直しに止まることなく、大臣裁定制度そのものの撤廃について改めて議論すべき時期にあると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【静岡放送株式会社】</p>	<p>す。</p> <p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
9	-	全体	<p>当連盟はかねて地上テレビ放送の再放送同意に関する「大臣裁定制度」の撤廃を求めてきました。大臣裁定にあたっての行政の解釈指針である「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」(以下、再放送ガイドライン)には問題が山積しており、今般の小幅な手直しでは改善は不十分です。</p> <p>こうした立場から、以下の意見を申し述べます。</p>	

1,2 6	I, II 3 ア,イ	<p>1. 今般の再放送ガイドライン改定案について</p> <p>「当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべき」との裁定制度の趣旨に沿った記述が追加されたことは適切と考えます。しかしながら、「3. 再放送ガイドラインについて」で詳述するとおり、地上テレビ放送事業者の放送対象地域を越える再放送、いわゆる「区域外再放送」の協議にあたっては、再放送先の地元民放テレビ事業者の考え方を確認することが「協議を十分に尽くす」うえで不可欠であり、同ガイドラインにその旨を明記するよう要望します。また、現実には協議が尽くされていないにもかかわらず裁定申請が受理され、審議が始まるケースがあり、制度の運用が裁定制度の趣旨に沿っていないと考えます。今般のガイドライン改定を契機に、「協議を十分に尽くした上で用いられるべき」との裁定制度の趣旨に沿った厳格な運用とされるよう要望します。</p>	<p>今後の制度の運用に当たっての御意見として承ります。</p>
P4	II 2(1)③ウ	<p>「2. 協議の手続」に関して加筆された、「なお、再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る使用料については、当事者間で別途協議すべきものである(以下 II において同じ。)」との記述は、その内容は自明のことではありますが、再放送ガイドラインにおいて放送法と著作権法が別の法制度であることを確認的に示したものであり、適切と考えます。平成 25 年 7 月 23 日付大臣裁定において、「本裁定は、放送番組および放送について、著作権および著作隣接権に基づく使用料の請求を行うことを妨げるものではない」とされたことを踏まえた記述であると理解します。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
-	全体	<p>2. 大臣裁定制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当連盟はかねて、区域外再放送への同意を強いる放送法第 144 条の「大臣裁定制度」は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、同 	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>

		<p>じ放送法の中で不整合が生じていると主張してきました。地上テレビ放送が放送法および基幹放送普及計画に基づく地域免許制度のもとで行われていることを尊重し、ケーブルテレビによる再放送は同制度に則って行われることが原則であると考えます。そして例外として扱うべき区域外再放送は、あくまで民間事業者同士の協議に委ねるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣裁定制度は憲法第 21 条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」(自らの放送対象地域以外で表現しない自由)を制約しています。また、放送制度上、地域免許制度やマスメディア集中排除原則などによって、地上テレビ放送事業者に対して「地域性」を求めていることと矛盾します。 ・ 27 年前に導入された大臣裁定制度は、当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらない、という前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がいっそう進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われています。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>参考:ケーブルテレビの普及～加入世帯数は 約 80 倍、普及率は約 60 倍に～ 1986 年度末(大臣裁定制度導入時): 約 34 万世帯、世帯普及率約 0.9% 2012 年度末(現在):約 2,804 万世帯、 世帯普及率約 51.8%</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツ製作者は自身が制作したコンテンツを最大限に有効活用すること 	
--	--	--	--

	-	全体	<p>で収入を得ており、どのコンテンツを「いつ」「どこに」流通させるかは、コンテンツの権利を保有する権利者が判断すべき事柄です。著作権法は著作権および著作権隣接権をコンテンツ製作者などに与えることによって、そのことを担保しています。大臣裁定制度はコンテンツ製作者(地上テレビ放送事業者)に意図しないコンテンツ流通(区域外再放送)を強制させるものであり、他局への番組販売や系列局間の番組ネットワークなどコンテンツの活用を著しく阻害します。このように大臣裁定制度は、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権および著作権隣接権と整合が取れません。</p> <p>3. 再放送ガイドラインについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 再放送ガイドラインは地上テレビ放送の完全デジタル移行にあたって緊急避難的に作られた指針であり、問題が山積しております。以下、特に重要と考える問題点のみを指摘します。 「2. 大臣裁定制度について」で述べたとおり、再放送ガイドラインの内容および運用に関しても、地上テレビ放送が地域免許制度に基づいて行われていることを最大限尊重すべきです。この点、過去の大臣裁定において「放送の地域性に係る意図」が不当に軽んじられていることは極めて遺憾であり、異議申し立てを含む今後の大臣裁定をめぐる審議においては「放送の地域性に係る意図」を十分尊重するよう要望します。 再放送ガイドラインは区域外再放送先の地元民放テレビ事業者の経営に与える影響等を一切、考慮していません。しかし、区域外再放送先の地元民放テレビ事業者は区域外再放送によって不利益を被る、重要な利害関係者です。無秩序に区域外再放送が拡大すれば、再放送先の地元民放テレビ事業者の視聴率や経営に悪影響を及ぼし、当該地域の放送が弱体化します。各地域の地上テレビ 	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>今後の制度の検討に当たってのご意見として承ります。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹</p>
--	---	----	---	---

	-	全体	<p>び放送事業者が弱体化すれば、平時・緊急災害時の全国の取材・制作網を支える当該地域の地域情報の取材・制作に支障が生じかねません。放送の「地域性」が損われれば、その影響は当該地域にとどまらず、日本全国の国民・視聴者の利益を損うおそれさえあります。このため、「1. 今般の再放送ガイドライン改定案について」で述べたとおり、区域外再放送の協議の際には地元民放テレビ事業者の考え方を確認することが不可欠です。①区域外再放送の協議の際には地元民放テレビ事業者の考え方を確認すること、および②大臣裁定などの紛争処理を審議する際にも地元民放テレビ事業者の意見を聴取すること、の2点を再放送ガイドラインに明記するよう要望します。</p> <p>4. 大臣裁定制度の撤廃を喫緊の課題として議論すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣裁定制度および再放送ガイドラインには以上の重大な問題点があり、同制度がもたらす区域外再放送問題によって、地域における地上テレビ放送事業 	<p>放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしています。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p> <p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
--	---	----	--	--

			<p>者とケーブルテレビ事業者の連携や協調が妨げられるおそれがあると考えます。行政として速やかに大臣裁定制度の撤廃を喫緊の課題として議論することを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	
10	-	全体	<p>裁定ガイドラインの「当事者」として再放送先の地元局を加えること、もしくは、区域外再放送の協議ならびに紛争処理の審議にあたって「再放送先の地元局の考え方を確認する」ことをガイドラインに明記するよう求めます。</p> <p>(理由)</p> <p>地上テレビ放送は、基幹放送普及計画に基づく地域免許制度のもとで行われており、ローカル民放局は「放送の地域性」を念頭に放送活動を行っています。</p> <p>ところが、こうした法制度があるにもかかわらず、本来例外的に行われているはずの区域外再放送によって、再放送先の地元局は視聴率をはじめ経営上重大な影響を被っています。そして、現状のガイドラインは、利害関係におかれる地元局を「当事者」とせず、こうした不条理な実情を一切考慮していません。</p> <p>地域の民放局は、その地域に資するニュースや番組を365日24時間体制で発信しています。とりわけ災害緊急時には、地域住民の生命安全を守ることを最大の目的に取材、報道活動を行ってきました。</p> <p>例外的に行われている区域外再放送によって、地域の放送局の放送が疲弊し、自局の地域を最優先にした放送活動が弱体化することは不条理であり、むしろ県民・視聴者の大きな不利益につながると考えます。</p> <p>現状のガイドラインが規定する「当事者」とは再放送元の放送局とケーブルテレビのことをさしており、地元局が「当事者」ではないという点に重大な問題があります。</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしています。</p> <p>なお、この点について、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えること</p>

	4	II 2(1)③ウ	<p>当社はそもそも大臣裁定制度自体の撤廃を求めるものですが、今般の改定にあたり、せめて重大な問題となっている「地元局を当事者と規定する」もしくは、協議や紛争処理にあたり「地元局の考えを確認、尊重すること」をガイドラインに明記していただくよう求めるものです。</p> <p>“区域外再放送を金銭で解決できる”との解釈、運用にならないような記述や補足説明を求めます。</p> <p>(理由)</p> <p>現状の使用料に関する文面と「注釈2」では、現状の当事者(区域外再放送の再放送元放送局とケーブル事業者)との間で、“区域外再放送を金銭で解決できる”と解釈される恐れがあります。</p> <p>区域外再放送の金銭解決は、無秩序な区域外再放送を助長し、地域免許制度を形骸化し、地域の放送局を不条理に経営困難にする恐れがあります。誤解や間違った解釈が生じないよう、本文に記述するか、注釈等で補足、確認できるよう追記することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社チューリップテレビ】</p>	<p>どまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p> <p>放送事業者の放送を受信して行う再放送については、放送法では放送事業者の同意が必要とされ、著作権法では著作権者及び著作隣接権者からの許諾が必要とされているものであり、再放送同意制度と著作権制度は制度の趣旨を異にしているものです。原案において再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る著作権及び著作隣接権に係る使用料については、再放送同意とは別途協議すべきものとしており、ご指摘の点は明らかであることから、原案が適切と考えます。</p>
11	11,12	III 2(2)	<p>協議が調わない最大の要因は、判断基準となるべき本ガイドラインがあいまいであるためである。</p> <p>本ガイドラインで明確になっているのは、基幹放送事業者の放送対象地域に隣接する市町村ということだけで、地域間における人・物等の交流状況、地域間の関</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>

			<p>連性を示す要素について項目は挙げられているもののいずれも具体的な基準が示されていない。</p> <p>地上基幹放送事業は地域免許制度のもと成立しており、有線テレビジョン放送事業者が地上基幹放送を再放送するにあたっては、地域免許制度をもとに再放送が行われるべきであり、区域外再放送は本来、認められるべきではない。</p> <p>弊社としては以上の考えを基本に本ガイドラインを見直し、明確な判断基準を設定すべきと考える。</p> <p>地上基幹放送事業者と有線テレビジョン放送事業者との紛争が解決されない限り、地域の放送事業の発展は望めない。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	
12	1,2	I	<p>本ガイドラインの想定する「大臣裁定制度」について、直ちに撤廃すべきです。</p> <p>旧有線テレビジョン放送法に規定された大臣裁定制度については、放送の健全な発展と普及を目的とした地域免許制度に対しての重大な不整合があり、これが新放送法に統合された際にもそのまま引き継がれたことは、合理性や適切さを欠いた大きな問題であります。大臣裁定制度が存在し続けることによって、安易な裁定申請が今後もおこなわれ、地域メディアの将来に禍根を残すことを憂慮するものです。</p> <p>大臣裁定制度が導入された昭和61年当初はケーブルテレビの規模が小さく、産業の育成を優先する側面があったものが、今日全世帯の半数を超えて普及した中では、その立法事実はすでに失われているといえます。</p> <p>ケーブルテレビの区域外再放送の真の問題は、これにより再送信先の放送局の存立基盤を危うくし、地域放送メディアとしての本来の使命を果たせない恐れがあることにあります。にもかかわらずこれを無視し協議の当事者から地元局を除外することは、著しく一方に偏った間違った制度であることは明白です。</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>

			<p>以上のように、大臣裁定制度は無秩序な区域外再放送を容認し、ケーブルテレビと地上放送メディアとの良好な関係構築を阻害するものであり、ひいては地域住民の利益を損なうことにつながる制度として、速やかな撤廃を求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	
13	11	Ⅲ2(2)	<p>番組(コンテンツ)をいつ、どこで、どのように放送(流通)するのかは、その番組に対する権利を有する者が判断すべきものであり、コンテンツの流通経路が多様化している現在、その権利(意図)は守られるべきと考えます。</p> <p>権利者・製作者の意図に関わらずコンテンツの流通を強制することは、権利者・製作者の権利を侵害していると考えます。</p> <p>仮に、権利者・製作者の権利よりも、区域外再送信によって得られる「受信者の利益」が優先するといふのであれば、それを具体的に示すのは、再送信をするケーブルテレビ側であり、区域外再送信はあくまでも民間の当事者間の協議に任せべきと考えます。</p>	<p>放送事業者の放送を受信して行う再放送については、放送法では放送事業者の同意が必要とされ、著作権法では著作権者及び著作隣接権者からの許諾が必要とされているものであり、再放送同意制度と著作権制度は制度の趣旨を異にしているものです。</p> <p>再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る著作権及び著作隣接権に係る使用料については、原案において当事者間で別途協議すべきものとしています。</p>
	12	Ⅲ2(3)イ	<p>地上波局は、それぞれの地域で免許を得た会社が地域の情報を発信するとともに、ネットワークを構成することで番組を全国に流通させています。</p> <p>区域外再送信は、現在の地上波ネットワークによる番組流通、番組販売を阻害することで、地元基幹放送事業者にも経営上の大きな影響を与えます。</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」</p>

		<p>当事者間の協議には、重要な利害関係者である地元基幹放送事業者の意向も取り入れるべきと考えます。</p> <p>また、大臣裁定という制度が制定された 27 年前とは、番組(コンテンツ)の権利問題、及び流通経路の多様化等、取り巻く状況は大きく変化しています。</p> <p>ガイドラインの改定にあわせ、改めて大臣裁定という制度自体の検討を早急に</p>	<p>の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことの原因とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p> <p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
--	--	---	---

			進めていただくよう強く要望します。 【株式会社福島中央テレビ】	
14	-	全体	<p>ケーブルテレビによる再放送は原則的に地域免許制度の元で行われるべきで、例外的に行われる区域外再放送は、あくまで民間事業者同士で協議すべきと考えます。27年前に導入された「大臣裁定制度」は当時のケーブルテレビの経営規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地域免許制度の形骸化が起こらないことを前提に導入されたものです。しかしながらケーブルテレビが普及し、区域外再放送によって、地域免許制度に則って事業を行っているローカルテレビ局の経営に悪影響を及ぼす恐れがあります。そのことは東日本大震災などのような大規模災害における地域住民の命と財産を守るべきローカルテレビ局の使命を果たせなくなる恐れがあります。</p> <p>よって区域外再放送の協議の際は地元民放テレビ局の考え方を確認し尊重すること。および大臣裁定などの紛争処理を審議する際にも地元テレビ局の意見を聴取することを再放送ガイドラインに明記するよう要望します。</p> <p>【株式会社テレビ岩手】</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしています。</p> <p>なお、この点について、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えることとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正</p>

				当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。
15	1,2	I	<p>そもそも大臣裁定制度は昭和 61 年当時のケーブルテレビが小規模な発展途上段階であること等を背景に緊急避難的に導入されたもので(参照:ケーブルテレビ加入世帯数と普及率は、昭和 61 年度の約 34 万世帯 0.9%から、平成 23 年度は約 2765 万世帯 51.6%と大きく拡大している)、「正当な理由」がない限り、総務大臣は同意すべき旨裁定することが定められるなど、制定当時からその発動について担当国務大臣自身が非常手段とすべきと認識していたことから分かるように(参照:昭和 61 年 4 月 23 日第 104 回国会衆議院通信委員会議事録、及び同 5 月 13 日参議院通信委員会議事録)、極めて一方的で強権的な制度であり、区域外再放送を安易に容認する火種となっています。</p> <p>このような制度の成り立ちや、立法当時からケーブルテレビ再放送を取り巻く環境が大きく変わっていることを踏まえれば、少なくとも区域外に関しては、裁定制度とガイドラインの根本的な見直しが必要であり、その運用は慎重かつ抑制的あるべきと考えます。当事者間協議の形式のみを整えて、制度を悪用するようなことはあってはならず、ガイドラインの見直しは必要な措置と考えます。</p>	今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。
	4	II 2(1)③ウ	<p>放送法と著作権法は別物であり、放送法に基づく再放送同意には著作権・著作隣接権に基づく許諾は含まれておらず、大臣裁定が著作権・著作隣接権に基づく使用料請求権を妨げるものでないことを明示したもので、適切な改定と考えます。</p>	今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。
	6	II 3 イ	<p>ガイドライン 1 ページ末から 2 ページ冒頭にかけての改定の趣旨を踏まえ、こ</p>	放送法第 144 条において、「一

	(改定案以外の記述)	<p>の項を以下のように改定すべきと考えます。</p> <p>イ「ア」の「協議が調わなかったとき」とは、2の協議の手續に従って協議を行い、又は行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は当事者が誠意をもって協議に応じようとしないうきをいう。</p>	<p>般放送事業者が、…再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず」と規定されており、本ガイドラインの規定はそれを踏まえたものです。</p>
6	Ⅱ3イ (改定案の記述)	<p>適切な改定であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
9	Ⅲ	<p>上述したように、「正当な理由」がない限り、総務大臣は同意すべき旨の裁定をするという定めは、制定当時の時代背景から緊急避難的に決められた、極めて一方的で強権的なものであり、区域外再放送を安易に容認する火種となっています。</p> <p>少なくとも区域外については、立法当時からケーブルテレビ再放送を取り巻く環境が大きく変わっていることを踏まえた裁定制度(及びその解釈であるガイドライン)の根本的な見直しが必要と考えます。</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
9	Ⅲ1	<p>再放送同意制度の放送法の趣旨として、放送事業者の「番組編集上の意図の保護」だけでなく、「放送秩序の維持」があることは、以下のような諸点から明らかであると考えます。</p> <p>・金澤薫「放送法逐条解説」(改訂版)82頁)</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>再放送同意制度は、放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又</p>

	11	Ⅲ2(2)	<p>放送法第11条は、放送秩序の維持、放送番組編集権に対する侵害の排除の視点からの規律である</p> <p>・第104回国会参議院通信委員会議事録</p> <p>政府委員答弁で同意条項の趣旨に関し、「CATVによる再送信という行為によりまして、放送事業者の放送の意図がその意に反して害される、または歪曲されるというような事態を防止しまして放送秩序の維持を図ることが趣旨でございます。」</p> <p>従って、「正当な理由」として、「放送秩序の維持」が追加されるべきと考えます。</p> <p>放送法上の同意制度は、表現の自由(放送の自由)という憲法上の重要な権利の保障として放送事業者の利益を保護したものです。従って、保護すべき必要性は相対的に低いとするガイドラインの規定は法的な合理性や根拠を欠くものであり、放送事業者による「放送の地域性に関わる意図」は最大限に尊重されるべきであると考えます。</p>	<p>は歪曲されることがないように担保することにより、「放送秩序の維持」を図ることを目的としていると考えております。</p> <p>「有線放送による放送の再送信に関する研究会」最終とりまとめにおいて、「番組編集上の意図」が保護されなくなることを放送法及び有線テレビジョン放送法上防止すべき場合として、「放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること」が挙げられております。本ガイドラインは当該とりまとめを踏まえて、放送事業者がその放送番</p>
--	----	-------	---	--

	12	Ⅲ2(2)イ	<p>「少なくとも、放送対象地域に隣接する市町村における再放送の場合は、一般に「正当な理由」に該当しない」とする規定は、正当な根拠を欠いた一方的な決めつけといえ、削除されるべきと考えます。</p>	<p>組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという「放送の地域性に係る意図」について裁定の基準として明確化したものです。</p> <p>本例示は、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」最終とりまとめを踏まえたものであり、総務省として適切な例示であると考えています。なお、「正当な理由」に該当しないか否かについて最終的には個別事案に関する総合判断となると考えています。</p>
	12	Ⅲ2(3)	<p>放送法と基幹放送普及基本計画に基づく地域免許制度は、地域に根差した情報発信がなされるという地上テレビジョン放送の根幹をなすものであり、個々の地元機関放送事業者の存在がこの制度的基盤を支えています。区域外再放送は程度の違いはあれ、このような制度的基盤を侵害し、ひいては豊かな放送文化の提供にも悪影響を及ぼし、受信者の利益を損なう恐れがあります。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営基盤の確保が、受信者利益保護と制度的関連性を有するのは明らかであり、ガイドラインの見直しが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しないとす</p>

				<p>ているものです。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えることどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
16	4	Ⅱ 2(1)③ウ 注記 2	<p>基幹放送事業者である地上民放テレビ局の番組をケーブルテレビ事業者が再放送する際の著作権及び著作隣接権使用料に関して、当事者間で別途協議することに就いては、これまでの経緯を踏まえ改定されるものと理解します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
17	-	全体	<p>まず再放送同意に関しては、大臣裁定制度そのものについて抜本的な見直しが必要であると考えます。そもそも大臣裁定制度が放送事業者に対して著しく不利な条件を含んでいるのは、ケーブルテレビ産業の育成策として制度が導入された当初は、ケーブルテレビ事業者の規模はまだ小さく、この制度により地域免許制度の根幹を成すチャンネルプランが形骸化することはないと考えられていたからです。しかし現在では、当時と比べてケーブルテレビ事業者の規模は大きくなり、近畿2府4県での世帯普及率は68%にも達し、全国でも50%を超えている現状では、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われていると考えます。</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>

4	II 2(1)③ウ	<p>著作権、著作隣接権に関して別途協議すべきと明記された点については、事業としてすでに成り立っているケーブルテレビ事業者が再放送を行う上で本来負担すべき権利の対価徴収について言及したものと評価します。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
6	II 3 イ	<p>今回の改定で示された、より具体的な協議終了の形は、協議に臨む当事者にとっては指針となるものであり、有益であると評価します。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
12	III 2(3)イ	<p>区域外再放送において、地元放送局の同意は必要であると考えます。</p> <p>放送事業者にとって地域性の確保は、放送法に基づいた「基幹放送普及計画」において求められているところでもあり、放送事業者は地域性の確保・多様な番組の編成に努力を続けているところです。しかし地元局の意向を無視して区域外再放送が続けられれば、地元局は経営的にダメージを受け、その結果として地域の住民が十分な地域情報や多様な番組を享受する機会を失うことにもつながりかねません。本ガイドラインで「地元局の同意を得られないことが同意をしないこと の理由とはならない」とされていることは、極めて不適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送株式会社】</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないこと の理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外</p>

				再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。
18	9,10	Ⅲ1(2)	<p>現行規定においては、地上テレビ放送事業者による「系列ネットワーク」というビジネスモデルに対する視点、および区域外再放送先の地元地上テレビ放送事業者の経営への悪影響に対する配慮が欠落しています。ネットワークの維持および地元地上テレビ放送事業者の経営基盤の確保が危うくなれば、当該地域の視聴者の利益を損なう恐れがあります。したがって、この2点を十分に尊重いただいたうえでガイドラインの改定を行うことを要望します。</p> <p>また、27年前に導入された大臣裁定制度は、当時の有線テレビ放送事業の規模が現在に比べて小さかったときのものです。その後、有線テレビ放送事業の規模は拡大し、地上テレビ放送事業者との関係も変化しており、当時の立法趣旨はすでに失われています。さらに、地域免許制度に基づいて地上テレビ放送事業が行われていることに鑑みれば、例外的な区域外再放送は事業者間の協議に委ねられるべきであると考えます。したがって、大臣裁定制度そのものを撤廃する方向で見直しを行うことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>なお、地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことの原因とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしているもので</p>

				<p>す。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えることどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
19	4	II 2(1)③ウ	<p>著作権及び著作隣接権に基づく使用料は、著作権法の下において、再放送物に係る著作権及び著作隣接権の存在を一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟が認め一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会との間で基本合意が締結されているものと理解しております。</p> <p>一方、「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送の再放送の同意に係る協議手続き及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」は、放送法のもとに規定されており、この両者をガイドラインにおいて明確に区別している事は、妥当であると考えます。</p> <p>また、平成25年7月23日付大臣裁定において、「本裁定は、放送番組及び放送について、著作権及び著作隣接権に基づく使用料の請求を行うことを妨げるものではない」とされたことを踏まえた記述であると理解します。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承るとともに、今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p>
	6	II 3 イ	<p>徳島県のケーブルテレビ事業者・株式会社ひのきが、讀賣テレビに再放送同意</p>	

	4	II 2(1)③イ	<p>を求める協議手続きの際、弊社・四国放送(株)は当該局ではありませんが、つぶさに経緯を見て参りました。</p> <p>その際、株式会社ひのきは、讀賣テレビの提案に耳を傾けようとせず、デジタル再放送に同意するか否かを問いただすのみで、希望する答えが得られないと話し合いを拒否して、弁護士同席で一方向的に協議の席を立たと認識しております。</p> <p>また、同社社長自身は、讀賣テレビとの実質的な直接の協議の席には1度しか参加しておらず、対面での協議が不十分であったと言わざるをえません。</p> <p>このような一方向的な交渉の打ち切りが今後一切なされる事なく、民民で十分協議した上でお互い歩み寄る事がお互いのメディアを発展させる事につながると確信しております。</p> <p>従いまして、この記述が追加された事は誠にありがたく、賛同いたします。</p> <p>また、今般のガイドラインの改定を機に、「当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべき」との裁定制度の趣旨に沿った厳格な運用とされるよう強く要望します。</p> <p>再放送ガイドラインは、「地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の『番組編集の意図』の保護や『受信者の利益』の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については『正当な理由』の判断に関して考慮しない」としています。</p> <p>一方、平成25年7月23日付大臣裁定においては「もともと、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域の全体の「受信者の利益」を損なうような場</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な</p>
--	---	-----------	---	--

		<p>合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地がある」としながらも、「従来から徳島県内の他の主要なケーブルテレビ事業者が讀賣テレビのアナログ放送を再放送をしている事から、四国放送の業務の継続が困難になるとは想定されない」と結論づけております</p> <p>区域外再放送によって地元基幹放送事業者は不利益を被る、重要な利害関係者であることは明確な事実です。</p> <p>にもかかわらず、経営に与える影響や当該地域の「受信者の利益」については、地元基幹放送事業者である弊社に一切事情聴取することなく、結論が出されてしまっています。</p> <p>区域外再放送(重複波)により視聴率は確実に奪われます。</p> <p>さらに、徳島県はデジタル時代になって全県CATV構想により飛躍的に加入率が伸び、アナログ時代には広告宣伝プランに加味されていなかった、ケーブルテレビの関西波受信状況が考慮されてきつつあります。</p> <p>このことにより、弊社の経営に大打撃を与えることは間違い有りません。</p> <p>弊社の経営が弱体化すれば、地元情報を放送する時間が減少するだけでなく、緊急災害時にも影響を及ぼします。</p> <p>また有事の際関西局は、徳島の情報はほとんど報道できないと考えられ、もし、讀賣テレビの放送を四国放送を視聴していると誤認して視聴しつづけていれば、避難が遅れ人命に関わる重要な事態を招きかねません。</p> <p>このように、地元基幹放送事業者は地域に根差した放送を続けており、経営の弱体化は、国民・視聴者の不利益を生む可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>つきましては、経営に与える影響や当該地域の「受信者の利益」については、地元基幹放送事業者の意見を十分に聴取した上で、「正当な理由」に該当するか</p>	<p>理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことの理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしています。</p> <p>なお、この点については、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
--	--	--	---

			<p>否かを慎重に判断していただく事を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>	
20	-	全体	<p>山口地区では、一昨年 6 月、地元ケーブルテレビジョンから申請のあった区域外再送信について「同意しなければならない」とする総務大臣裁定答申がだされた。地元民放 3 局と重複する九州(福岡)の系列 3 局の再送信について、地元ケーブルと発局である九州 3 局との間の協議が不調に終わったため、地元ケーブルが再送信同意を求めて総務大臣による裁定を申請していたものだが、地元民放は当初から経営に与える重大な影響を憂慮して同意に反対していた。</p> <p>総務省情報通信行政・郵政行政審議会の有線放送部会による同意裁定の答申後、同部会長は「さらに良い解決法を求めることは可能である」として当事者間の話し合いを促した。話し合いはいまも継続中で、再送信は実施されないまま現在に至っている。</p> <p>地元民放 3 局のひとつである yab 山口朝日放送は、地元ケーブルによる「無秩序な区域外再送信」は容認できないとの立場であり、従来の放送法と有線テレビジョン放送法を合体した改正放送法においても「大臣裁定制度」は残されたが、実態に即して不整合があるとして、民放連とともに制度そのものの撤廃を議論すべきであるとする。</p> <p>そもそも、「正当な理由」の判断にあたって、ガイドラインのうち「2 協議の手續」の中の「③ その他」の「イ」、並びに、「2 『正当な理由』の具体的考え方」の中の「(3) その他」の「イ」で言及している地元基幹放送事業者の「経営に与える影響」が一切考慮されておらず、地元局が協議の対象者にもなっていないこと自体が実態に即していない。</p> <p>四半世紀以前にできた「大臣裁定制度」は、ケーブルテレビの大規模化が進む</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしているものです。</p> <p>なお、この点については、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与える</p>

			<p>中でもはや立法の事実が失われている。今後も、一方的な大臣裁定申請と同意裁定の常態化が進めば、民間同士の協議意欲が失われるだけでなく、地域に根差した放送メディアの将来にも大きな禍根を残す。大臣裁定制度の維持はもはや限界に達していると言わざるを得ない。</p> <p style="text-align: right;">【山口朝日放送株式会社】</p>	<p>にとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
21	1,2	I	<p>再放送の同意については、当事者である基幹放送事業者(地上テレビ放送事業者)と有線テレビジョン放送事業者の間で話し合う民・民協議が基本であると考えます。その意味で、本改定案の「当事者間の誠実な協議を促進し、適切な問題解決を図るため」とした記述は妥当なものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	4	II 2(1)③ウ	<p>再放送の対象となる地上テレビ放送事業者の放送番組の著作権及び著作隣接権の使用料に関しては、これまで取り扱いが曖昧な状態になっていましたが、「当事者間で別途協議すべきもの」と本改定案に明記されたことは、誠に適切と考えます。もちろん使用料の支払いが、区域外再放送実施を全て担保するものではありませんが、本改定案の注記2にある通り一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟と一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会の間で、ケーブルテレビ事業者による地上民放テレビ番組の再放送に対する著作権・著作隣接権使用料の支払いに関する基本合意が締結されており、今後、その基本合意に基づき別途協議が進むことを望みます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	6	II 3 イ	<p>協議は、当事者が互いに誠意をもって行うものであり、「協議がととのわなかったとき」について、基幹放送事業者(地上テレビ放送事業者)だけを記載して「基幹放送事業者が誠意をもって協議に応じようとしないうとき」とするのは、公平といえず</p>	<p>放送法第144条において、「一般放送事業者が、…再放送に係る同意について協議を申し入れたにも</p>

	-	全体	<p>適切でないと考えます。従って、「基幹放送事業者が誠意をもって協議に応じようとしないうき」の記述は削除するのが妥当と考えます。</p> <p>また、現行の制度では、区域外再放送について、放送を行う地上テレビ放送事業者と、その放送を受けて再放送するケーブルテレビ事業者との間で協議等が行われていますが、再放送先のケーブルテレビ事業者がある地域の地上テレビ放送事業者は対象となっておりません。「受信者の利益」を考慮することは重要と考えますが、地域の地上テレビ放送事業者の受ける影響は大きく、地域の地上テレビ放送事業者への配慮を求めます。地域免許制度に基づく地域の地上テレビ放送事業者は、災害時の放送等の責務があり、その経営基盤が揺らぐことは「受信者の利益」を損なうことにもつながると考えます。</p> <p>本ガイドライン改定案に関連する裁定制度の撤廃を求めます。地上テレビ放送事業者は、県域を基本とした地域免許制度に基づいたエリアで放送を行っています。現在の裁定制度では、「基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をする」(放送法百四十四条3項)となっています。「正当な理由」として、基幹放送事業者の意に反した放送番組の一部カットや異時放送など5つの点及び「放送の地域性に係る意図」が許容範囲を超える場合がガイドラインに記載されていますが、本ガイドラインと現行の裁定制度では、ケーブルテレビ事業者が区域外再放送を申請すれば、ほとんどの場合、地上テレビ放送事業者は同意を強制されることとなります。従って、裁定制度は、地域免許制度の形骸化に拍車をかけるものです。また、ケーブルテレビ事業者は契約数が増加し安定的な経営基盤のもと、事業展開を行っています。こうした状況を考えれば、明らかに当事者の一方に</p>	<p>かかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず」と規定されており、本ガイドラインの規定はそれを踏まえたものです。</p> <p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
--	---	----	--	---

			<p>不利な裁定制度は、制度本来の意味合いと役割を終えたと考えるのが妥当であり、裁定制度の撤廃を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【日本海テレビジョン放送株式会社】</p>	
22	1,2	I	<p>当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべきとの裁定趣旨にも鑑み、<u>大臣裁定制度の無秩序な行使を防ぐため、当事者間の誠実な協議を促進し、…</u> 下線を追加すべきと考えます。</p>	<p>再放送同意については、当事者同士での協議が基本であり、大臣裁定は、両当事者が十分に議論を尽くしたかどうか等について慎重な判断をした上で行うべき手続であることから、原案はご指摘の趣旨も踏まえており、適切と考えます。</p>
	4	II 2(1)③ウ	<p>評価できるところです。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	6	II 3 イ	<p>なお、…裁定制度の趣旨に鑑み真摯に協議を行うことが求められる。 <u>当事者は協議を行った日時、協議内容を文書として交換し、「協議が調わなかった」とする当事者間の確認と十分な協議を行ったとする根拠を示さなくてはならない。</u> 下線を追加すべきと考えます。</p>	<p>再放送同意については、当事者同士での協議が基本であり、大臣裁定は、両当事者が十分に議論を尽くしたかどうか等について慎重な判断をした上で行うべき手続であることから、原案はご指摘の趣旨も踏まえており、適切と考えます。</p>
	9,10	III 1(2)	<p>「正当な理由」がある場合の考え方とは、ガイドラインによると基幹放送事業者の</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与</p>

	12	IV	<p>確保と、裁定制度による「受信者の利益」との利益衡量した結果によるとしています。</p> <p>地上テレビジョン放送事業は、各地域の地上テレビ事業者の集合体(系列)として成立しており、独立した別会社でありながら番組編成、報道網の構築、広告営業、番組制作など有機的かつ緊密に連携しています。ガイドラインにはそうした前提ともいえる視点がありません。</p> <p>ガイドラインは当該発局と受け手である区域外再放送を行うケーブルテレビ事業者の2者のみで規定されており、ケーブルテレビ事業者と同じ地域における地元放送局の著作権や視聴率、経営への悪影響などへの配慮が全くありません。</p> <p>地元局の経営基盤の確保は受信者保護と直結しており制度的にも規定されるようガイドラインの見直しが必要と考えます。</p> <p>(この記述)にもあるように、「有線テレビジョン事業者及び基幹放送事業者並びに有線テレビジョン放送の受信者及び地上基幹放送の視聴者を取り巻く環境等を踏まえ、必要に応じて適宜みなおすものとする。」を踏まえれば、</p> <p>四半世紀以前に導入された大臣裁定制度の維持は限界に来ていると考えま</p>	<p>える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p> <p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
--	----	----	---	---

			<p>す。</p> <p>例えば、大臣裁定制度による裁定はコンテンツ製作者に意図しないコンテンツ流通を強制させ、他局への番組販売や番組ネットワークの活用を阻害しつつあります。また、同制度は著作権法に基づく地上テレビ事業者の著作権および著作権隣接権と整合性が取れません。</p> <p>ケーブルテレビ事業者の事業規模や情報化社会の変化を踏まえ、大臣裁定制度の撤廃を喫緊の課題として議論すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社静岡第一テレビ】</p>	
23	1,2	I	<p>今回の改定に当たり、「当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべき」との裁定制度の趣旨が明確に記述されたことは適切と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	4	II 2(1)③	<p>「ウ」として、新たに「なお、再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る使用料については、当事者間で別途協議すべきものである(以下IIにおいて同じ。)」が加筆されたことは現状に沿った記述であり、放送法と著作権法が別の法制度であることを明確に示したものと適切と考えます。</p> <p>しかしながら「イ」の項については、III 2(3)で詳述するのとおり、地元基幹放送事業者の同意(以下「地元同意」という。)の有無は、区域外再放送の同意手続きにおいて考慮すべき重要な事項であり、協議に際しても説明を要する項目に変更していただきたいと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意</p>

				<p>が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしているものです。</p> <p>なお、この点については、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
6	Ⅱ3イ	(Ⅰで)「当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべき」との裁定制度の趣旨に沿った記述が追加されたことは適切と考えます。ただ、「なお」以下の部分の判断については、裁定制度の趣旨に沿った厳格な運用を要望します。		<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承るとともに、今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p>
8 12	Ⅱ4(3), Ⅲ2(3)ア	アナログ放送終了(2011年7月24日、東北3県に関しては2012年3月31日)から2年余りが経過し、2015年3月末にはデジアナ変換サービス並びに衛星セーフティネットによる難視聴対策も終了します。デジタル放送の普及により基幹放送事業者の受信区域は拡大し、アナログ放送では得られなかった様々なサービスにより国民の安心・安全のための放送が担保されています。		<p>アナログ放送の停波日以後に、当該アナログ放送とサイマルのデジタル放送の再放送を継続的に行うために再放送同意を得ようとする場合については、「既に得ている地上基幹</p>

	12	Ⅲ2(3)イ	<p>このようなメディア環境の変化を踏まえ、アナログ放送の停波に当たって引き続きデジタル放送の同意を得ようとするときは、「既に得ている地上基幹放送の再放送の同意の更新」と捉えるのではなく、デジタル放送を前提とした新たな再放送同意の諸手続きが遂行されるべきと考えます。</p> <p>区域外再放送において地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は「正当な理由」の判断に関して考慮しないとありますが、区域外再放送先の地元民放基幹放送事業者は区域外再放送によって不利益を被る、重要な利害関係者です。</p> <p>地上テレビ放送が放送法および基幹放送普及計画に基づく地域免許制度のもとで行われていることを尊重し、「放送の地域性に係る意図」を十分考慮するよう要望します。</p> <p>区域外再放送の拡大は、地域免許制度の下、「受信者の利益」のために生まれた系列局間の番組ネットワークや番組販売のスキームに影響を及ぼします。その結果、地元民放基幹放送事業者の視聴率や広告収入の減少を招いて、地元民放基幹放送事業者の経営に悪影響を及ぼし、当該地域の放送の弱体化を惹き起こします。各地域の地上基幹放送事業者が弱体化すれば、平時・緊急災害時の取材・制作に支障を生じかねません。その影響は当該地域にとどまらず、日本全国の国民・視聴者の利益を損なう恐れさえあります。</p> <p>よって、区域外再放送の協議の際には、地元基幹放送事業者の考え方を確認し、大臣裁定の「正当な理由」の判断に当たっては、地元基幹放送事業者の経営に与える影響等も十分考慮するよう要望します。また、紛争処理手続きにおいて、</p>	<p>放送の再放送の同意の更新」として取り扱われますが、当該アナログ放送の停波日以前を同意期限とする場合については、「新規の再放送の同意」として取り扱われるというものです。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしています。</p> <p>なお、この点については、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域</p>
--	----	--------	--	--

	-	全体	<p>地元基幹放送事業者の意見を聴取する機会を設けることをガイドラインに記述するよう要望します。</p> <p>大臣裁定制度について 区域外再放送への同意を強いる放送法第144条の「大臣裁定制度」は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、放送法の中で不整合が生じているものと考えます。この制度の導入時から経過した年月の間に、地上基幹放送事業者とCATV事業者の関係も大きく変質し、もはや、導入の理由は、失われていると考えます。さらに、この制度は、コンテンツの権利保有者に、意図しないコンテンツ流通を迫る制度でもあり、権利者である地上基幹放送事業者のコンテンツ流通を阻害するものと考えます。こうしたことから、「大臣裁定制度」の撤廃を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TBS テレビ】</p>	<p>外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p> <p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
24	4	Ⅱ2(1)③ウ	<p>今回の改定案は、地上テレビジョンの再放送について、著作権法上の使用料の徴収を可能性を認めたものであり、評価できるものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	6	Ⅱ3イ	<p>今回具体的に「協議が調わなかったとき」についての記載がなされたことにより、十分な協議が出来ていないにも拘らず、ケーブルテレビ事業者が一方的に大臣</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>

	10	Ⅲ1(2)	<p>裁定制度を申請、適用となることを防げるという意味合いで、適切であると考えます。</p> <p>この規定では、発側である地上基幹放送事業者と受け側である区域外再放送を行うケーブルテレビ事業者のみ考慮されており、ケーブルテレビ事業者の地域における地元放送局の著作権や視聴率、経営への悪影響等は考慮されておられません。地元放送局の安定した経営基盤は受信者の利益につながることから、今後ガイドラインの見直しが必要と考えます。</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
--	----	-------	---	--

			<p>また、大臣裁定制度そのものについても、立法より 27 年を経過し、地上基幹放送事業者の環境及び、地上基幹放送事業者とケーブルテレビ事業者との関係も大きく変化しており、大臣裁定制度そのものを廃止することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
25	4	Ⅱ2(1)③ウ	<p>地上テレビジョン放送の再放送に関しては、従来より放送法による規定と著作権法による考え方があり、両者の優先度や法律間の相互の関連性などが必ずしも明確でない部分がありました。</p> <p>今回の改定案は、その相互の法律の関連性に言及しているものです。すなわち、地上テレビジョンの再放送について、放送法の規定に関わらず著作権法上の使用料の徴収を可能とするものであり、この点について評価できます。</p> <p>ただし、使用料の徴収が、有線テレビジョン放送事業者の再放送同意を得る根拠にならぬことを明記すべきと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p> <p>なお、再放送同意制度と著作権制度は制度の趣旨を異にしているものであり、原案において、再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る著作権及び著作隣接権に係る使用料については、再放送同意とは別途協議すべきものとしており、御指摘の点は明らかであることから、原案が適切と考えます。</p>
	6	Ⅱ3イ	<p>従来のガイドラインでは、再放送同意にあたっての協議不調の場合の具体的な条件について明確ではない部分がありました。</p> <p>その結果、地上テレビジョン放送事業者が十分な協議が出来ていない中、ケーブルテレビ事業者が一方的に大臣裁定制度を申請、適用となってしまったケースが見受けられました。</p> <p>今回このような形で具体的に「協議が調わなかったとき」についての記載が明確</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>

	9,10	Ⅲ1(2)	<p>にされたことは、両者の協議の円滑化を促進し、地上テレビジョン放送の秩序ある再放送の実施及びケーブルテレビメディアの健全な発展に資するものであり、適切であると考えます。</p> <p>放送法144条には「総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。」との記載があります。「正当な理由」がある場合の考え方とは、ガイドラインによれば、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の確保と、裁定制度による「受信者の利益」との利益衡量した結果によるとしています。</p> <p>そもそも地上テレビジョン放送事業は、各地域の地上テレビジョン放送事業者の集合体として成立しており、それぞれが別会社でありながら、広告営業、報道網の整備、番組制作における連携など、有機的かつ緊密に連携しています。しかし、本規定においてはこのような視点が欠落しています。</p> <p>当該発局と受け側である区域外再放送を行うケーブルテレビ事業者の2者の視点でのみ語られており、ケーブルテレビ事業者が存する地域における地元放送局の著作権や視聴率、経営への悪影響に対する配慮などが一切なされていません。地元局の経営基盤の確保が受信者保護と制度的関連性を有するのは明らかであり、今後速やかなガイドラインの見直しが必要と考えます。</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
--	------	-------	---	--

			<p>また、大臣裁定制度そのものについても、立法より27年を経過し、地上テレビジョン放送事業者とケーブルテレビ事業者との関係や事業規模、経済状況が激変しており、当時の立法趣旨は失われていると言わざるを得ません。大臣裁定制度そのものを撤廃する方向で、早期に抜本的な見直しを行うことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ信州】</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
26	4	II 2(1)③ウ	<p>放送法の規定とは別に著作権法上の権利があることを明記したもので、高く評価します。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	12	III 2(3)イ	<p>再放送ガイドラインは区域外再放送先の地元民放テレビ事業者に与える影響等を一切考慮していません。今後、無秩序に区域外放送が拡大した場合、再放送先の地元民放テレビ事業者の弱体化を招き、その地域の視聴者の利益を損なうことに繋がりがかねません。区域外再放送の協議をする際には、放送地域の地元民放テレビ事業者の意見も考慮いただけるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社秋田放送】</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難にな</p>

				<p>るなど、単に経営に影響を与えること どならず、当該地域全体の「受信者 の利益」を損なうような場合には、「正 当な理由」の有無の判断に当たり考 慮する余地があるとしています。</p>
27	4	II 2(1)③ウ	<p>再放送に係る使用料について明記された事は妥当と考えます。 なお 協議において、区域内・区域外再放送における当事者の定義(一般社団 法人日本テレビジョン放送著作権協会も含め)の明確化が必要と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見と して承ります。 なお、再放送同意制度と著作権制 度は制度の趣旨を異にしているもの であり、原案において、再放送の対 象となる基幹放送事業者に対する放 送番組及び放送に係る著作権及び 著作隣接権に係る使用料について は、再放送同意とは別途協議すべき ものとしております。</p>
	6	II 3 イ	<p>「協議が調わなかったとき」の定義が明確化された事は、今後の協議時におい て一定の方向性が示され適切と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見と して承ります。</p>
	11,12	III 2(2)	<p>地上基幹放送事業者と一般放送事業者においては健全な関係にあるべきで、 区域外再放送問題での大臣裁定制度により両社の連携や協調が悪化すること は、地域のメディア環境や視聴者にも影響を及ぼしかねない。 大臣裁定制度の撤廃を含めた見直しを要望します。</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御 意見として承ります。</p>

		【福井放送株式会社】		
28	1,2	I	<p>今回の改訂版において協議を十分に尽くすことが強調されたことは適切である。</p> <p>しかしながらいわゆる「当事者」間での協議のみに焦点が当たり、再放送が行われる地域の基幹放送事業者を協議から排除していることは、重大かつ根本的な過ちである。</p> <p>いわゆる「当事者」の一方の放送事業者は、その再放送が行われる地域とは異なる地域を対象に放送を行っている事業者であり、言わば当該地域に関することは「他人事」である。しかしながら再放送が行われる地域の基幹放送事業者は、その地域において放送法を基本にその責任を果たすべく懸命に放送活動を行っている本来の「当事者」である。</p> <p>したがって再放送が行われる地域の基幹放送事業者と、その地域において再放送を行う有線テレビジョン放送事業者が本来の「当事者」であり、その両者が協議の主体として位置づけられるべきである。</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しないとしているものです。</p> <p>なお、この点について、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えることどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
	4	II 2(1)③ウ、 注記 2	<p>今回の改定案では、使用料について当事者間で別途協議すべきとされ、その使用料は著作権法に基づくと注記されている。</p>	<p>放送事業者の放送を受信して行う再放送については、放送法では放送</p>

		<p>しかしながら、区域内の再放送と区域外での再放送はその在り方が全く異なる。その差異を無視して著作権法に基づく使用料の協議を提示することは、使用料を払えば区域外再放送が出来るという誤解を与えかねず、結果として地域免許制度に基づいて成り立っている現状の地上テレビジョン放送事業の形を揺るがしかねない。</p> <p>基幹放送事業者がその本来の放送対象地域における再放送に関して有線テレビジョン放送事業者から使用料を得てその事業を継続するのは、事業の公平性の観点からも何ら問題はない。</p> <p>しかし区域外再放送については事情は全く異なってくる。基幹放送事業者がその放送対象地域ではない地域において行われる再放送を著作権法に基づいて許諾しないことは法の本来の目的に適うことであるが、区域外再放送の発局がそれによって対価を得ることまで著作権法は想定していないのではないだろうか。すなわち、経済的な利益はその行為を保護し継続させることに繋がるが、著作権法は区域外再放送の継続までは目的にしていけない、と考えるのが妥当である。</p> <p>少なくとも本ガイドラインにおいて著作権法に基づく使用料に言及するのであれば、単純に利用料を払えば区域外再放送が可能になるわけではないことを明記していただきたい。</p> <p>このガイドラインは大臣裁定制度を前提にしているが、その大臣裁定制度は地域免許制度と相容れず放送法の中で不整合になっているばかりか、放送事業者の許諾を得ずして再放送を行わしめることから著作権法とも整合が取れない制度である。</p> <p>また大臣裁定制度は立法より 27 年を経過し、地上テレビジョン放送事業者とケ</p>	<p>事業者の同意が必要とされ、著作権法では著作権者及び著作隣接権者からの許諾が必要とされているものであり、再放送同意制度と著作権制度は制度の趣旨を異にしているものです。原案において、再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る著作権及び著作隣接権に係る使用料については、再放送同意とは別途協議すべきものとしており、御指摘の点は明らかであることから、原案が適切と考えます。</p> <p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
--	--	--	--

			<p>ケーブルテレビ事業者との関係や事業規模、経済状況が激変しており、当時の立法趣旨は失われていると言わざるを得ない。</p> <p>矛盾を抱えた制度をその成立意義が失われても改めずに放置するのは、地上テレビジョン放送の在り方を歪めるものであり、行政当局の法の整合性に関する見識が疑われる。大臣裁定制度の撤廃を早急に実現するよう、要望する。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p>	
29	4	Ⅱ2(1)③ウ	<p>今回の改定案は放送法と著作権法が別の法制度であることを確認的に示したものであり、適切であると考えます。</p> <p>すなわち、地上テレビジョンの再放送において、放送法の規定に関わらず著作権法上の使用料の徴収を可能とするものであり、この点について高く評価いたします。</p> <p>本ガイドライン改定案の注釈にもあるように、一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会と一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟との間で、ケーブルテレビ事業者による地上民放テレビ番組の再放送に対する著作権・著作隣接権使用料の支払いに関する基本合意が締結されました。当社としても、この合意を基にした著作権・著作隣接権使用料の円滑な徴収の推進、また同時にケーブルテレビ事業者との協調を図る所存です。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	6	Ⅱ3イ	<p>今回このような形で具体的に「協議が調わなかったとき」についての記載が明確にされたことは、両者の協議の円滑化を促進し、地上テレビジョン放送の秩序ある再放送の実施及びケーブルテレビメディアの健全な発展に資するものであり、適切であると考えます。</p> <p>しかしながら、いわゆる「区域外再放送」の協議にあたっては、再放送先の地元</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と</p>

	9,10 11,12	Ⅲ1(2), Ⅲ2(2)	<p>民放テレビジョン事業者の考え方を確認することが「協議を十分に尽くす」うえで不可欠であり、本ガイドラインにその旨を明記するよう要望します。</p> <p>今般のガイドライン改定を契機に、「協議を十分に尽くした上で用いられるべき」の裁定制度の趣旨に沿った厳格な運用とされるよう要望します。</p> <p>地上テレビジョン放送が、放送法および基幹放送普及計画に基づく地域免許制度のもとで行われていることを尊重し、ケーブルテレビ事業者による再放送は同制度に則って行われることが原則であると考えます。そして例外として扱うべき区域外再放送は、あくまで民間事業者同士の協議に委ねるべきです。再放送ガイドラインの内容および運用に関しても、地上テレビジョン放送が地域免許制度に基づいて行われていることを最大限尊重すべきと考え、異議申し立てを含む今後の大臣裁定をめぐる審議においては「放送の地域性に係る意図」を十分尊重するよう要望します。</p> <p>再放送ガイドラインは、区域外再放送先の地元民放テレビジョン事業者の経営に与える影響等を一切考慮していません。しかし、区域外再放送先の地元民放テレビジョン事業者は区域外再放送によって不利益を被る、重要な利害関係者です。無秩序に区域外再放送が拡大すれば、再放送先の地元民放テレビジョン事業者の視聴率や経営に悪影響を及ぼし、当該地域の放送が弱体化します。各地域の地上テレビジョン放送事業者が弱体化すれば、平時・緊急災害時の全国取材・制作網を支える当該地域の地域情報の取材・制作に支障が生じかねません。放送の「地域性」が損なわれれば、その影響は当該地域にとどまらず、日本全国の国民・視聴者の利益を損うおそれさえあります。このため、区域外再放送の協議の際には地元民放テレビジョン事業者の考え方を確認することが不可欠です。</p>	<p>放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしています。</p> <p>なお、この点については、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
--	---------------	-----------------	---	--

			<p>①区域外再放送の協議の際には地元民放テレビジョン事業者の考え方を確認すること、および②大臣裁定などの紛争処理を審議する際にも地元民放テレビジョン事業者の意見を聴取すること、の2点を再放送ガイドラインに明記するよう要望します。</p> <p>また、大臣裁定制度そのものについても、立法より27年を経過し、地上テレビジョン放送事業者とケーブルテレビ事業者との関係や事業規模、経済状況が激変しており、当時の立法趣旨は失われていると言わざるを得ません。大臣裁定制度そのものを撤廃する方向で、早期に抜本的な見直しを行うことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
30	1,2	I	<p>有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送の再放送について、あらためて「当事者間の誠実な協議を促進し、適切な問題解決を図る」とする改定の目的は重要と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	4 12	II 2(1)③イ, III 2(3)イ	<p>上記「当事者間の誠実な協議によって適切な問題解決を図る」とし、左記の二項において、再放送が行われる地域の基幹放送事業者の同意等、意見確認を排除していることは、見直しが必要と考えます。</p> <p>地上テレビ放送は、放送法および放送普及計画の基本である地域免許制度をもとに成り立っています。ガイドラインはこの地域免許制度と整合して運用されるものと認識します。</p> <p>そのためには、特に再放送の例外として扱われるべき区域外再放送に関して、再放送が行われる地域の基幹放送事業者の考えもまじえた協議が不可欠と考えます。</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないこ</p>

			<p>区域外再放送がもたらす再放送先への影響について一切考慮しないということは、早晚、地域免許制度において重大な支障を生じさせ、災害報道やきめ細かな地域情報等これまで培われた放送の「地域性」は損なわれ、ひいては地域の「受信者の利益」が脅かされることになりかねません。</p> <p>今般の改定に際し「再放送が行われる地域の基幹放送事業者の意見を考慮する」旨、明記を要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>	<p>とから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしています。</p> <p>なお、この点については、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
31	4	Ⅱ 2(1)③ウ	<p>著作権や著作隣接権など放送番組及び、放送に係る使用料については、著作権や著作隣接権など、裁定制度を含む放送法に基づくものではありませんが、改めて放送事業者が当然保有する権利について言及したことについては異存ありません。</p> <p>ただし、放送事業者がこれらの権利を行使することによって、有線テレビジョン放送事業者との間で生じている再放送同意や大臣裁定制度に関わる諸問題が解決されるわけではないことを申し添えさせていただきます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	6	Ⅱ 3 イ	<p>これまでの事例においては、協議の一方的な打ち切りや協議を尽くさないまま</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見と</p>

	-	全体	<p>裁定に持ち込まれるケースもあったことから、裁定制度の趣旨を一層明確にした今回の改定は適切なものと考えます。</p> <p>今回の改定に基づいた、厳格な運用を要望致します</p> <p>本ガイドラインにおいて、「当事者」の中に、区域外再放送を受ける地域の基幹放送事業者(地元局)を含めるよう強く要望致します。</p> <p>地元局の役割は、放送制度上求められている「地域性」を成立させうる最大の主体であり、地元局が関与できない協議は、本来あり得ないものと考えます。</p> <p>現行ガイドラインでは「受信者の利益」が強調されていますが、区域外再放送による便益だけでなく、視聴者が地域の情報を将来にわたって安定的に享受できることも重要な受信者の利益です。区域外再放送によって地元局が被る経営的影響や、それに伴う放送の質の低下によって受信者の利益が損なわれるリスクも十分考慮に入れた制度設計が必要であり、協議を行う「当事者」として地元局が参画することは欠かせません。</p> <p>今後の見直しにあたっては、放送制度が求めている「地域性」と現行の大臣裁定制度の考え方の間に大きな矛盾点、乖離が存在していることや、大臣裁定制度発足以降の環境変化等をふまえ、今回のような小幅な改定にとどめず、大臣裁定制度の撤廃も含めた議論を早急に始めるよう要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>して承るとともに、今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしていますものです。</p> <p>なお、この点については、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与える</p>
--	---	----	---	---

				にとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。
32	1,2 4	I II 2(1)③ウ	<p>今回、「当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべきとの裁定制度の趣旨に鑑み」と明記されたことに高く評価いたします。</p> <p>本ガイドラインが徹底されるよう業界への指導を強く要望します。</p> <p>著作権及び著作隣接権の契約がなされないまま大臣裁定によって区域外再放送が実施されることが無いよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承るとともに、今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p> <p>放送事業者の放送を受信して行う再放送については、放送法では放送事業者の同意が必要とされ、著作権法では著作権者及び著作隣接権者からの許諾が必要とされているものであり、再放送同意制度と著作権制度は制度の趣旨を異にしているものであり、原案において、再放送の対象となる基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る著作権及び著作隣接権に係る使用料については、再放送同意とは別途協議すべきものとしております。</p>
33	-	全体	『有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な	今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。

		<p>理由」の解釈に関するガイドライン』は、地デジ移行に向けて区域外再放送問題が顕在化してきたことを背景に、再放送同意に係る協議手続及び放送法第144条にある「再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由」の解釈を具体化して問題に対応するため制定されました。しかしながら、今日のような広範囲に及ぶ区域外再放送の問題が存在しなかった当時の法律の一部を具体化するだけでは、本質的に対応し切れない問題が残ることになると考えます。</p> <p>放送法第144条の「大臣裁定」制度が導入された当時、再放送同意問題の対象は区域内再放送が主であり、区域外再放送はケーブルテレビの普及が小規模だったことからほとんど問題にされていませんでした。それゆえ、「再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由」とは「番組編集上の意図」を保護する観点のみが考慮され、広範囲の区域外再放送がもたらす問題についての観点は考慮されていなかったと言えます。「大臣裁定」制度はそのような現在とは異なる状況を前提に導入されたものであり、ケーブルテレビの大規模化が進んだ現在の状況を考慮の上、再度検討され直すべきであると考えます。</p>	
1,2	I	<p>当事者間で十分に協議を尽くすべきことを促す改定は裁定制度の趣旨に沿うもので適切と考えます。また、区域外再放送の「再放送が行われる地域の基幹放送事業者」の事情を考慮することも協議を尽くす上では必要であると認識します。今改定を機に、当事者の立場が互いに理解されず協議が尽くされないまま裁定の審理が開始されることが無いことを希望します。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承るとともに、今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p>
4	II 2(1)③ウ	<p>基幹放送事業者には著作権法に基づく権利が再放送同意に係る協議及び裁定等とは独立に存在することを確認するもので適切と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>

	4 12	Ⅱ 2(1)③イ, Ⅲ 2(3)イ	<p>『地元基幹放送事業者の経営に与える影響等』は、地域免許制度の根幹に関わる可能性があるため、放送法の目的である放送の「普及」、「効用」を保障しようとする原則とは相容れず、『協議に際して説明することは要しない』及び『「正当な理由」の判断に関して考慮しない』とするのは不適切であると考えます。地元基幹放送事業者の同意のない区域外再放送の拡大により地元基幹放送事業者の経営が圧迫されれば、地域免許制度に基づく健全な放送の普及およびその効用を阻害することになり、受信者の利益を損なうことにつながります。昨今、有線テレビジョン放送事業者の世帯普及率が著しく増大し、上記のような懸念が顕著になっている点からも当ガイドラインを見直すべく議論することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことの理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしています。</p> <p>なお、この点については、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり</p>
--	---------	----------------------	--	--

				考慮する余地があるとしています。
34	1,2	I	<p>裁定申請に関し、「当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべき」と裁定の趣旨に沿った記述が追記されたことは適切と考えます。</p> <p>然し、大臣裁定制度そのものについては、申請が行われた場合、地上テレビ放送事業者に対し一方的に区域外再放送への同意を強いるものであり、制度導入20数年を経てケーブルテレビの普及率が当時の全世帯の0.9%から51.8%へと拡大した現在、地域免許制度を基盤とする地上テレビ放送の在り方と明らかに矛盾をするものです。</p> <p>又、現制度ではコンテンツ制作者である地上テレビ放送事業者はその意図に反したコンテンツ流通を強いられる結果、コンテンツの活用が阻害され地元地上テレビ放送事業者を含めて蒙る経済的損失は決して小さいものではありません。</p> <p>以上のような状況に鑑み、現行大臣裁定制度は抜本的に改めるべきと考えます。又、少なくとも現行制度は厳格且つ慎重に運用されるべきものと考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承るとともに、今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p>
	4	II2(1)③イ	<p>無秩序な区域外再放送の拡大は、区域外再放送先の地上テレビ放送事業者の経営に影響し、ひいては非常大災害時の報道体制が弱体化、国民の生命・財産を守る災害情報の質の低下を招きかねません。ガイドラインでは地元地上放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことの理由とはならず、協議に際しての説明は不要としています。然し、放送事業者は夫々全国ネットワークを形成し、報道、番組制作、営業活動等において密接な連携のもとに事業を展開しております。現行ガイドラインでは区域外再放送による地元地上テレビ放送事業者への影響が考慮されておきませんが、地元局の蒙る視聴率、著作権、経営への影響は決して小さくはありません。</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないこ</p>

		<p>このため、区域外再放送の協議に際しては当該地上テレビ放送事業者と共に地元地上テレビ放送事業者の考え方の確認も不可欠と考えます。協議の中に地元局の意見聴取を位置づけることと併せ、紛争処理の審議では地元地上放送テレビ事業者の意見聴取を明記することでガイドラインの改定を行うことを要望致します。</p>	<p>とから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしているものです。</p> <p>なお、この点については、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
4	II2(1)③ウ	<p>基幹放送事業者に対する放送番組及び放送に係る使用料の存在を明記していることは評価致します。一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会と一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟との間で、ケーブルテレビ事業者による地上民放テレビ番組の再放送に対する著作権・著作隣接権使用料の支払いに関する基本合意が締結されており、来年4月より支払が開始する予定です。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
6	II3イ	<p>かつて十分な協議がなされていない中、ケーブルテレビ事業者が一方的に大臣裁定制度を申請した事案がありました。今回のガイドライン改定で、「協議が調</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>

			<p>わなかつたとき」についての記載が明確にされたこと、特に「お互い協議を尽くして、双方が歩み寄る余地がないと明確に確認したときに限り」との記載は制度主旨に則り、真摯な協議を促がすものであり、適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮城テレビ放送】</p>	
35	-	全体	<p>標記の件につきまして、日本ケーブルテレビ連盟の提出する意見書を踏まえ、特に異議はありません。</p> <p style="text-align: right;">【宮崎ケーブルテレビ株式会社】</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
36	1,2	I	<p>「当事者間で協議を十分尽くした上で用いられるべきとの裁定制度の趣旨に鑑み」と改訂の趣旨が記述されたことは適切と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	4	II 2(1)③ウ	<p>使用料が著作権及び著作隣接権に基づくことが明記されており、適切と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>
	6	II 3 イ	<p>「協議を十分に尽くす」という裁定制度の趣旨に沿った記述であり適切と考えます。趣旨に沿った厳格な運用を要望致します。</p> <p>また、区域外再放送の協議では、再放送先の地元地上放送事業者の考え方を確認することも「協議を十分に尽くす」という趣旨から不可欠と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承るとともに、今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p>
	11	III 2(2)	<p>放送の地域性に係る意図は、「保護すべき必要性は相対的に低い。したがって、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適当」と規定されていますが、地上テレビ放送は地域免許制度に基づいて行われており、「地域性に係る意図」はより尊重されるよう要望します。</p>	<p>「有線放送による放送の再送信に関する研究会」最終とりまとめにおいて、「番組編集上の意図」が保護されなくなることを放送法及び有線テレビジョン放送法上防止</p>

	11,12	Ⅲ2(2)ア,イ	<p>地域間の関連性を示す要素として、「通勤・通学等人の移動状況」「両地域間の経済的取引状況」が示されています。交通網の発達に伴い、広域都市圏と外縁エリアとの人・物の交流が進むのは当然のことです。地域間の関連性を判断する際、人・物の交流に関するデータを重視しすぎると、広域都市圏の放送波の区域外再放送が全国の広い範囲で認められることになりかねません。地域間の関連性については、さまざまな要素を総合的に検討して判断することを要望します。</p> <p>また、ガイドラインでは例示として「少なくとも、基幹放送事業者の放送対象地域に隣接する市町村における再放送の場合については、一般に「正当な理由」に該</p>	<p>すべき場合として、「放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること」が挙げられております。本ガイドラインは当該とりまとめを踏まえて、放送事業者がその放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという「放送の地域性に係る意図」について裁定の基準として明確化したものです。</p> <p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p> <p>Ⅲ2(2)イにある「例示をすれば、少なくとも、基幹放送事業者の放送対象地域に隣接する市町村における再放送の場合については、一般に「正当な理由」に該当しないものと考えられる」の趣旨は、一般に最も狭い範</p>
--	-------	----------	--	--

	12	Ⅲ2(3)イ	<p>当しないものと考えられる。」としています。しかし、広域合併が進み市町村の面積が広がったため、以前は、放送対象地域から遠方にあたと認められた地域も「放送対象地域に隣接する市町村」に含まれるようになったケースもあります。放送対象地域に隣接する市町村の全てのエリアが放送対象地域と深い交流があるわけではない事を理解して欲しいと思います。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、「地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しない」と規定されていますが、現実問題として地元の地上テレビ放送事業者が弱体化することによって災害取材、放送等への影響も懸念されることから、区域外再放送の協議にあたっては地元地上テレビ放送事業者の意見を確認するとともに、紛争処理の審議に際しては、その意見を聞く機会を設けていただけるよう要望します。</p>	<p>困として考えられる事例を示しているものですが、最終的には個別事案に関する総合判断となると考えています。</p> <p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないことから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしているものです。</p> <p>なお、この点については、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放</p>
--	----	--------	---	---

	-	全体	<p>大臣裁定制度は、区域外再放送への同意を強制するものとなっており、地上テレビ放送の地域免許制度とは相容れないものとなっています。ケーブルテレビによる再放送は、地域免許制度を尊重した形で行われるべきで、民間事業者同士による協議にゆだねるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ静岡】</p>	<p>送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p> <p>今後の制度の検討・運用に当たっての御意見として承ります。</p> <p>なお、再放送同意については、当事者同士での協議が基本であり、大臣裁定は、両当事者が十分に議論を尽くしたかどうか、それから当事者の話し合いで協議が成立する余地は本当はないのかといった点について慎重な判断をした上で行うべき手続であると考えています。</p>
37	-	全体	<p>テレビ朝日は従前より地上テレビ放送の再放送同意に関する「大臣裁定制度」の見直しを柱とする再放送制度の抜本的な改定を求めてきました。大臣裁定にあたっての解釈指針である「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」についても全面的な改定が不可欠と考えます。</p>	

		<p><大臣裁定制度について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送法第 144 条の大臣裁定制度は区域外再放送への同意を放送事業者に強いるものであり、地上テレビ放送の根幹である地域免許制度と相容れないものです。地上テレビ放送が地域免許制度の下で行われていることを尊重し、ケーブルテレビによる再放送は「放送局の置局に関して定める指針及び基本的事項」(基幹放送普及計画)との整合性を図ることが原則と考えます。 ・放送事業者は放送対象地域内のケーブルテレビ再放送(区域内再放送)には同意しており、放送対象地域内における放送の普及に努めています。一方、少数チャンネル地区における区域外再放送についても情報格差是正の観点から柔軟な対応をしているところです。区域外再放送のうち同意を拒否してきたのは、当該地域に系列局が存在し、情報格差のない地域についてです。区域外再放送はあくまで例外的な措置であり、その解決にあたっては民間事業者同士の協議に全面的に委ねるべきです。 ・大臣裁定制度は、同制度の導入当時はケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらない、という前提で導入されたものです。ケーブルテレビの普及率が全世帯の半数を超え、ケーブルテレビの大規模化が進んでいる現在においては大臣裁定制度の立法事実は既に失われています。 ・また大臣裁定制度は憲法第 21 条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」(自らの放送対象地域以外で表現しない自由)を制約しています。放送事業者は自らが製作したコンテンツを有効活用することで収入を得ており、著作権法は、著作権および著作隣接権をコンテンツの製作者に与 	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
--	--	--	----------------------------------

		<p>えることで、これを担保しています。大臣裁定制度は放送事業者に区域外再放送という意図しないコンテンツ流通を強制し、他局への番組販売や系列局間の番組ネットワークなどコンテンツの活用を著しく阻害するものであり、地上テレビ放送事業者の著作権および著作隣接権を侵害するものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の点を踏まえ大臣裁定制度の見直しを含めた法改正の検討に早急に着手すべきと考えます。 <p><再放送ガイドラインについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再放送ガイドラインは地上テレビ放送の完全デジタル移行にあたって緊急に作られた指針であり、問題が山積しています。法改正の検討を前提にガイドラインについても抜本の見直しが不可欠と考えます。 ・再放送ガイドラインの内容、運用にあたっては地上テレビ放送が地域免許制度に基づいて行われていることを最大限尊重すべきであり、この点、過去の大臣裁定において放送事業者の権利と利益が不当に軽んじられてきたことは極めて遺憾です。今後の大臣裁定をめぐる審議等においては「放送の地域性に係る意図」を十分尊重するよう要望します。 ・放送の地域性に係る意図との比較衡量対象である「受信者の利益」についても再考が必要です。「受信者は一般放送事業者(民放)に対して放送を受信する権利(請求権)を有していない(平 1.10「放送法の課題」塩野宏)とすれば、放送対象地域外のケーブルテレビ受信者について、当該地域の住民が享受しうる視聴環境以上のテレビ視聴を保護する法益(受信者の利益)がそもそもあるのか、疑問と言わざるをえません。過去の大臣裁定の例では、受信者利益の保護に名を借りたケーブルテレビ事業者の利益保護と受け止められかねない例が少なからずあつ 	<p>今後の制度の検討・運用に当たっての御意見として承ります。</p>
--	--	--	-------------------------------------

			<p>たと言わざるをえません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また再放送ガイドラインは区域外再放送先の地元民放テレビ事業者の経営に与える影響等を一切、考慮していませんが、区域外再放送先の地元民放テレビ事業者は区域外再放送によって不利益を被る重要な利害関係者です。無秩序に区域外再放送が拡大すれば、再放送先の地元民放テレビ事業者の視聴率や経営に悪影響を及ぼし、当該地域の放送が弱体化します。放送の「地域性」が損なわれれば、その影響は当該地域にとどまらず、全国の国民・視聴者の利益を損なうおそれさえあります。 ・区域外再放送の協議の際には地元民放テレビ事業者の考え方を確認すること、大臣裁定などの紛争処理を審議する際にも地元民放テレビ事業者の意見を聴取することが不可欠です。 ・以上の点を踏まえガイドラインの見直しを早急に行うことを強く要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないとしているものです。</p> <p>なお、この点については、平成25年7月23日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
38	4	Ⅱ2③ウ	<p>「使用料については、当事者間で別途協議すべきものである」という記述は本ガイドラインにおいて放送法と著作権法が別の法制度であることを確認する趣旨のものであり、適切と考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承ります。</p>

6	II 3 イ	<p>「当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべき」との記述が追加されたことは適切と考えます。</p> <p>今回の改定を受け、厳格な運用がなされることを希望します。</p> <p>しかしながら、そもそも、「大臣裁定制度」は撤廃されるべきと考えます。今回の改定においてもこの制度が存続することはたいへん遺憾と言わざるを得ません。</p> <p>制度導入当時と比べ、ケーブルテレビの世帯普及率は大幅にのび、すでに全世帯の半数を超えています。特に「区域外再放送」によって地上テレビ放送の地域免許制度の形がい化は起こらない、という大前提は過去のものであり、地上基幹放送事業者に与える影響は著しく大きくなっています。</p> <p>大臣裁定制度は憲法で保障された「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域以外で表現しない自由）を制約しています。</p> <p>本件ガイドラインにあっては区域外再放送先の地元基幹放送事業者の経営に与える影響等が一切、考慮されていない点など、多くの課題が依然、山積しており、ガイドラインについても大幅な見直しがなされるべきであると考えます。</p> <p>行政として速やかに大臣裁定制度の撤廃に向けての議論を始められるよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る賛成意見として承るとともに、今後の制度の運用に当たっての御要望として承ります。</p> <p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>
39	-	<p>意味のない追加文言であると考えます。</p> <p>むしろ、双方の誠実な協議を阻害して、徒に協議を引き延ばす手段として利用される危険性を孕む文言です。</p>	<p>再放送同意については、当事者同士での協議が基本であり、大臣裁定は、両当事者が十分に議論を尽くし</p>

			<p>「協議が調わなかったとき」とは、文字どおり「お互いに歩み寄る余地がない」ときであり、協議の回数や協議の期間に左右されるものではありません。</p> <p>現実的に歩み寄る余地がなければ、協議期間が短く、協議が例え1回だけであっても、「協議が調わなかったとき」に該当するのが、世間一般的な解釈です。</p> <p>改定案の「お互いが確認」という文言を双方が書面又は口頭にて「これ以上協議をしても歩み寄る余地がない」と明確に宣言することを意味するものであるとすれば、全く歩み寄る意思がないにもかかわらず、こうした宣言や確認はしないで、表面上だけ「協議を続けましょう」と言えば、「協議が調わなかったとき」に該当しないことになってしまいます。</p> <p>これは、歩み寄る意思がないのに、徒に協議を引き延ばして協議そのものを有名無実化し、大臣裁定の申請を妨害する手段として利用できてしまいます。</p> <p>双方の真摯かつ十分な協議を促進することが目的であるはずなのに、基幹放送事業者の不誠実な対応を看過する結果につながり、大臣裁定制度そのものを否定することになります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ひのき】</p>	<p>たかどうか、それから当事者の話し合いで協議が成立する余地は本当になのかといった点について慎重な判断をした上で行うべき手続であると考えております。</p> <p>このような当事者間で協議を十分に尽くした上で用いられるべきとの裁定制度の趣旨にも鑑み、当事者間の誠実な協議を促進し、適切な問題解決を図るため、本ガイドライン改定するものです。</p>
40	10	III1(2)	<p>区域外再放送への同意を強いる「大臣裁定制度」は、地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、同じ放送法の中で不整合が生じています。地上テレビ放送が基幹放送普及計画に基づく地域免許制度と放送法のもとで行われていることを尊重し、同制度に則ってケーブルテレビによる再放送も行われることが原則であると考えます。</p> <p>例外として扱うべき区域外再放送は、あくまで民間事業者同士の協議において地域性と受信者の利益との判断において両者の協議に委ねるべきです。</p> <p>27年前に大臣裁定制度が導入された頃は、地上テレビ放送事業者は難視聴</p>	<p>今後の制度の検討に当たっての御意見として承ります。</p>

	12	Ⅲ1(3)イ	<p>地区での受信者の利益を図るためケーブルテレビ事業者の要請で再送信に同意しました。当時はケーブルテレビの規模が非常に小さく、テレビ放送の地域免許制度の形骸化に繋がるとは想定していません。その後、ケーブルテレビ事業者のエリア拡大や統合などで大規模化がいつそう進み、ケーブルテレビの事業内容も大きく変化して経営規模も拡大しました。すでに地上テレビ放送事業者を脅かす存在になりつつあります。</p> <p>一方、再放送に同意すべき旨の裁定は、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」を制約することとなるため、その際には、再放送される地上基幹放送を視聴することによって得られる「受信者の利益」に関する十分な検討が必要であるが、この「受信者の利益」は、具体的には、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できることである。裁定制度の目的は、こうした再放送の同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、前述の「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることであると記述しています。裁定制度はケーブル事業者が、まだ未発達な頃に制度化されたもので、</p> <p>今日のようにケーブルテレビが全世帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がいつそう進みつつある現在、このような大臣裁定制度の立法事実は失われており、抜本的な見直しを行うことを要望します。</p> <p>再放送ガイドラインは区域外再放送先の地元民放テレビ事業者の経営に与える影響等を一切、考慮していませんが、民放は地域において視聴率競争を行っており、視聴率が経営上、大きく影響を及ぼすことは明らかなです。基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、その地上基幹放送の再放送に係る「受信者の利益」の程度との比較衡量において無</p>	<p>「有線放送による放送の再送信に関する研究会」最終とりまとめにおいて、「番組編集上の意図」が保護されなくなることを放送法及び有線テレビジョン放送法上防止</p>
--	----	--------	---	--

		<p>秩序に拡大すれば再放送先の地元民放テレビ事業者の視聴率や経営に悪影響を及ぼし、当該地域の放送が弱体化することは明らかです。地上テレビ放送が放送法および基幹放送普及計画に基づく地域免許制度のもとで行われていることを尊重すべきであり、地上テレビ放送が地域免許制度に基づいて行われていることを最大限尊重すべきです。</p> <p>「放送の地域性に係る意図」が不当に軽んじられていることは遺憾であり、「放送の地域性に係る意図」を十分尊重するよう要望します。</p> <p>そして、区域外再放送の協議の際には地元民放テレビ事業者の考え方を確認するとともに大臣裁定などの紛争処理を審議する際にも意見を聴取することを再放送ガイドラインに明記するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p>	<p>すべき場合として、「放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること」が挙げられております。本ガイドラインは当該とりまとめを踏まえて、放送事業者がその放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという「放送の地域性に係る意図」について裁定の基準として明確化したものです。地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮されないこ</p>
--	--	--	--

				<p>とから、地元基幹放送事業者の同意が得られないことは再放送の同意をしないことと理由とはならず、こうした事項を協議に際して説明することは要しないとしているものです。</p> <p>なお、この点については、平成 25 年 7 月 23 日付裁定においては、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地があるとしています。</p>
--	--	--	--	---